

事 務 連 絡
平成31年4月11日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人 日本バス協会
会長 三 澤 憲 一

障害者手帳のカード化について

平素より当協会の運営に関して格別なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、国土交通省自動車局旅客課長より、「障害者手帳のカード化について」の事務連絡が別紙のとおりありました。

障害者手帳のカード化については、身体障害者福祉法施行規則及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第48号）により、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の記載事項等が見直され、本年4月1日からカード形式の障害者手帳の交付が可能となりました。

また、これと併せて「身体障害者手帳の様式等について」（平成31年3月29日障発0329第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」の一部改正について」（平成31年3月29日障発0329第34号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）が発出され、手帳の様式等について各自治体宛に示されました。

障害者手帳のカード化を導入するかどうかについては、各自治体の判断となり、今後、検討がなされることと思われますので、貴協会におかれましてもご了知頂くとともに、貴協会傘下会員事業者に対しご周知頂きますようお願い致します。

【問合せ先】

(公社) 日本バス協会業務部 稲田、松浦
電話：03-3216-4014